

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食事の提供に関する特例)

第二条 条例第十条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 幼保連携型認定こども園の責任において園児に対する食事の提供が行われ、当該幼保連携型認定こども園の食事の提供の責任者により、衛生、栄養等の面で業務上必要な注意が払われる体制が確保されるとともに、当該幼保連携型認定こども園と当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する者との役割の分担、経費の負担区分等が契約等において明確にされていること。

二 幼保連携型認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。

三 幼保連携型認定こども園内における調理を業務委託する場合にあつては、当該業務を受託する者が、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等の認定こども園における給食の趣旨を十分に理解し、衛生、栄養等の面において、調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素の量を満たす食事の提供など、園児に対し、内容、回数及び時機が適切な食事を提供することができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に關し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(子育て支援事業の実施)

第三条 条例第二十四条の子育て支援事業は、次に掲げるところにより、実施されなければ

ばならない。

- 一 保護者が子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- 二 保護者の要請に応じ、教育及び保育を適切に提供すること。
- 三 地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。